

市貝町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

市貝町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧市羽村地域

(1) 現況

本地域は平坦な土地を活用した水田地帯である。圃場整備が進んでおり、耕作条件が整えられているため、集团的農地の確保や担い手の確保が図られている。

市街地に隣接し、労働力の確保が比較的容易であることから、首都圏の食料供給基地として位置づけると共に、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要になっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに併せて、法第3条第3項第1号に掲げる事業と法第3条第3項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧小貝村地域

(1) 現況

本地域は、北部に那珂川県立自然公園を含む丘陵地であり、中規模な谷津田が多く、従来からサシバ（絶滅危惧Ⅱ類）の生息地として有名な地域である。近年、サシバの名前を付した農産物のブランド化を行っていることもあり、地域において環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要になってくる。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、法第3条第3項第1号に掲げる事業と法第3条第3項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧市羽村地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業、法第3条第3項第2号に掲げる事業及び法第3条第3項第3号に掲げる事業
②	旧小貝村地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業、法第3条第3項第2号に掲げる事業及び法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項各号に掲げる事業を推進するにあたり、多様な主体が地域毎の特質を踏まえ農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。なお、法第3条第3項第1号に掲げる事業及び法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するにあたってはこれまでの農地・水保全管理支払の実施によって培われた知見、体制を活用し、県、市町村、農業者団体等の関係者による推進組織を設立し、農業者団体等が事業を適切に実施できるよう支援を行うこととする。

また、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進するにあたり、公的機関や農業関係者だけでなく、地域住民や地域団体等の多くの関係者との連携の下に、関係者間での情報共有と効果的な推進が行われるよう推進に努める。

法第3条第3項第2号事業に係る対象農用地の基準については、別紙1のとおりとする。

別紙 1

法第 3 条第 3 項第 2 号（中山間地域等直接支払）に関する事項について

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が 1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1 h a 以上であるときは対象とする。

交付金の対象となる農用地は田のみとする。

ア（ア）地域振興立法の対象地域

なし

（イ）栃木県知事が地域の実態に応じて指定する地域

旧市羽村、旧小貝村

イ 対象農用地

急傾斜農用地（田：1/20 以上、畑・草地：15 度以上）急傾斜農用地と連担して一団のまとまりを形成する緩傾斜農用地

※ 法指定地域は該当地域がないため、栃木県知事特認により指定された対象農用地のみを対象とする。

（2）対象者

対象者は集落協定又は個別協定に基づき、5 年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。また、認定農業者に準ずる者として、人・農地プランの地域の中心となる経営体として定められた者など地域の実情に合わせて町長が認める者とする。

（3）その他必要な事項

なし